

消防法令改正のお知らせ



改正概要①

これまでガソリンを乗用車等で運搬する容器については、金属製容器に限られていましたが、令和6年3月1日から**プラスチック容器**で最大容量**10L以下**のものが認められました。（UN及び容器記号**3H1**の表示があるものに限ります。）



認められたプラスチック容器の例



※UN表示は、危険物の国際輸送に関する国際勧告（UN規格）に適合した危険物運搬容器に表示するものです。

※容器記号**3H1**とは、容器の形状や材質を示すものです。

※UN表示の容器の**使用期限**は**5年**とされています。青枠は、容器の製造年（西暦下2けた）となっています。この場合は、2019年製造となります。

改正概要②

これまで給油取扱所において、ガソリンを固定給油設備から運搬容器に詰め替えることができる上限が1日あたり指定数量（200L）未満と決められていましたが、令和5年12月27日から**上限が撤廃**されました。

※ガソリンの詰め替えは、静電気による火災を防ぐため、容器を地面に置いて行ってください。

